

◎新潟県告示第641号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和6年5月24日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15039	登録年月日	令和4年2月8日				
登録検査機関の名称	株式会社 丸山ライスビジネス						
代表者氏名	代表取締役 丸山 祐一郎						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西蒲区曾根311番地						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新 潟 県	丸山 賢一郎	玄米 玄米	K152021002			K152022052	
	吉田 学		K152022052				
備 考	略称『(株)丸山RB』 令和6年5月24日 農産物検査員1名の登録抹消。						